

琉球大学学術リポジトリ

自然再生エネルギーなどを資産として共同所有することによる人間の社会的存在資格の考察：
ロールズの「財産民主主義」やヤングの「社会的責任のつながり」モデルを超えて

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2016-07-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高畑, 明尚, Takahata, Akihisa メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002008363

自然再生エネルギーなどを資産として共同所有することによる
人間の社会的存在資格の考察

— ロールズの「財産民主主義」やヤングの「社会的責任のつながり」モデルを超えて—

高 畑 明 尚

目次

- 0 問題の所在と設定
- I ロールズ正義論の限界 — 福間聡『「格差の時代」の労働論』を読んで—
- II ヤング「社会的責任のつながり」モデルの検討
- III 資産の共同所有による人間の社会的な存在資格の根拠の新たなバリエーションの形成
- IV むすび

0 問題の所在と設定

拙稿「現代社会システムの課題—現代社会に生きて活動する人間すべての存在資格の考察／ロールズの正義論やフリードマンの新自由主義論などを越えた地平で考えるために—」¹⁾では、まず、ミルトン・フリードマンの『資本主義と自由』²⁾が、現代社会における人間個々人の自由のあり方〔商品の多様性によって実現される人間の（取りうる）選択肢の多様性〕³⁾と、それを維持するために貨幣・商品所持者である人間個々人を「負の所得税」を使ってでも市場に登場させる仕組みを述べたものであることを明らかにした。

また、続いて、不十分ながらロールズの『正義論』⁴⁾の検討を行い、ロールズの理論の前提である「財産民主主義」について、それが現代の社会システムでは実現されていないこと、および現代の社会システムの中では、それは、人間個々人が「財産」、つまり貨幣と商品を私的所有するための人格⁵⁾〔社会的機能としての形態〕になることであるということ論じた。

そして、この両者、すなわち、資本主義を徹底する運動の一つの頂点である新自由主義を導き出し、かつまた、これを肯定するフリードマンの所説と、＜資本（主義）という社会システム＞に対して＜社会メンバー個人による民主主義によって社会をマネジメントすること＞を対置することによって、社会システム〔資本主義〕の転換を示唆したことになるロールズの理論とは、人間個々人の社会的存在資格〔人格〕と、人間が社会的に産み出したもの〔物象〕との関係⁶⁾で言えば、「人格の物象化」（ロールズ）と「物象の人格化」（フリードマン）⁷⁾という、同一の内容の相異なる表現になることを明らかにした。

とはいえ、前掲拙稿は、資本主義の、現代における、システムとしての構造と転換の一端を明らかにしたにすぎないものと言えるのであり、ロールズの理論が、その意図するところを積極的に汲み取れば、現代において実現されていない、裏返せば、将来社会において実現すべき理想（像）を提起したものであるとするならば、それに対して、その理想〔社会的理念〕を現実社会の側でどう実現すれば良いのかということなどまでは十分に展開していないものであった。

この点で、近年、幾つかの注目すべきロールズ研究書が日本においても公刊されてきており、その中でも福間聡氏の著書『「格差の時代」の労働論 ジョン・ロールズ『正義論』を読み直す』⁸⁾は、ロールズの描いた理念をどう実現するのかという論点を展開した一つの試みとして検討に値すると思われる。

また、アイリス・マリオン・ヤングの著書『正義への責任』⁹⁾も、フェミニズムから出発してロールズの理論を現代を乗り越える問題提起として受け止め、かつ、これに対して注目すべき実践上のロジックとして「社会的責任のつながりモデル」を提起したものであり、私的所有を前提としない公共的な社会の形成の理論構築を試みたものとして検討すべきものと思われる。

なお、前掲拙稿では、「財産民主主義」の拠って立つ私的所有制度に対して、社会的生産に対する消費の位置づけを提示した。それは、生産過程を完結させるものとして消費を位置づけるものであり、社会的生産とその体系に対して、流過程に参画する企業が社会的に産み出された剰余価値〔ここでは≒利潤としておく〕の社会的分配を要求するというロジックからすれば、生産過程の延長としての流通の、さらにその延長として位置付けられる消費の過程に参画する諸々の主体（人間個々人）もまた、商品の開発やマーケティングなどに実質的に加わっていることによって、社会的生産体系につながっていることを明かすものであった。

本稿では、さらに、生きて活動する人間個々人が、生きて活動しているということの中で、自らの社会的存在資格を獲得できることにより、ロールズの「格差原理」¹⁰⁾のような政策または実践を求めることなく、社会をマネジメントする主体〔当該社会の民主主義の主体的構成メンバー〕となりうる根拠を見出すことを目的としている¹¹⁾。

これは、意識ある存在¹²⁾による合意形成〔社会契約〕でもなければ、私的所有主体としての人間個々人の連合¹³⁾でもなく、その逆に、たとえば自然再生エネルギーなどの生産を、集合住宅などの社会的共同消費手段¹⁴⁾の場で行うことによって、そこで発生したエネルギーを、そこに生活する人々の共同所有物〔共同の資産〕とすることで、私的所有制度に基づく現在の社会システム〔資本主義〕のままで、その人格的要件である私的所有〔財産所有〕を、そこで生活するすべての人が、集団で実現するというものである。

これらの論点に関しては、現代社会における人間個々人の社会的存在資格の根拠について行論〔Ⅲ章〕で検討する際に考察することにする。

さて、現代の社会システムである資本（主義）の下で、それをマネジメントするメンバー〔人格〕となる要件を、エネルギーなどの資産の共同所有によって満たすとすると、それにより生きて活動する人間個々人が、年齢、性別、人種、障がいの有無にかかわらず、いかなる状態であろうと、私的所有主体として承認されねばならず、これにより、現代社会は、私的所有制度の下にありながら、これを超えて、生きて活動する人間すべてが社会的な存在資格を得ることの実体的基礎を獲得することが導かれる。また、これにより、すべての人が、（共同）資産の所有者として、自分たち人間個々人自身が生きること自体を目的とする社会へと、社会形成の目的〔システム原理〕を転換していく端緒となりうる。

よって以下では、自然再生エネルギーなどの共同所有が、現代社会に生きるすべての人の社会的な存在資格の実在的形態を変化させることになる論理の一端を展開していくことになるが、そこでまずは、ロールズ正義論の理念の実現方法を検討している福間聡氏の『「格差の時代」の労働論』を検討するところから始めることにする。

I ロールズ正義論の限界 — 福間聡 『「格差の時代」の労働論』を読んで—

1. 福間氏の所説の概観

ロールズの『正義論』が、ベトナム戦争によって揺れるアメリカの正義をめぐる議論の中で、1971年に公刊された後、日本でも、様々な研究がなされてきたが、1999年の第二版の翻訳書『正義論 改訂版』が出されると、それを受けての研究も、コミュニタリアンであるサンデルを火付け役とするブーム¹⁵⁾もあって隆盛となり、渡辺幹雄『ロールズ正義論再説—その問題と変遷の各論的考察』¹⁶⁾や板橋亮平『ジョン・ロールズと現代社会—規範的構想の秩序化と理念』¹⁷⁾などが出版されている。

その中でもロールズ『正義論 改訂版』の共訳者でもある福間氏の『「格差の時代」の労働論 ジョン・ロールズ『正義論』を読み直す』は、ロールズ正義論の理論的な検討や批判に留まらずに、ロールズの提起した社会的理念を現代社会の中でどう実現すべきか、その方法や道筋を考察したものであると考えられるので、福間氏の提起するものを検討することで、現代社会のシステムとしての矛盾と、このシステムにあってこのシステムを転換させていく方法の考察のプロセスの一つとしたい。

まず福間氏は、同書の序章「格差の時代の正義論—働かないのは不正義なのか？」で、「現代は、格差の時代である」¹⁸⁾とし、サンデルに関わる議論が隆盛になった原因を検討した上で「文字通り目に見える形で社会格差が顕になった時期と人びとが正義への問題へと関心を向けるようになった時期が重なっていたことは、単なる偶然ではな」¹⁹⁾く、『公正な社会ではない』という国民の不満が『爆発寸前』であり、『正義に関する幅広い論議への渴望がある』²⁰⁾としている。

そして、「今日生じている社会格差…の中心に位置しているのが仕事、つまり『労働』の格差ではないか」²¹⁾として、同書での問題を設定する。

続く第1章「ロールズ『正義論』の提示した問題の重要性とその背景」では、ロールズの理論の学説史上における位置づけを行い、功利主義に対するロールズの批判から、(1)「善に対する正の優先権」²²⁾、(2)「個人の別個独立性」の「真摯」な「考慮」²³⁾、(3)「正義の二原理」の選択²⁴⁾を捉えている。また、ロールズの正義の規定²⁵⁾が、社会契約説および構成主義を支持することに由来することを明らかにした上で、(4)「原初状態」、「無知のヴェール」、「正義の二原理」などの「概念装置群」が、この構成主義的方法論を背景に産み出されたことを述べ、この概念装置群の検討をしている²⁶⁾。

第2章「『正義論』を取り巻く思想潮流」では、リバタリアニズムのノージック、コミュニタリアニズムのサンデル、経済倫理学のセン、フェミニズムのオーキンという相異なる立場からのロールズ批判を検討した上で、第3章「『格差』と正義論—ロールズならどう考えるか」で、山田昌弘氏の『新平等社会—「希望格差を超えて」』²⁷⁾において論じられている「教育格差」、「結婚格差」、「家族格差」、「仕事格差」について考察した上で、前の「三つの格差の根本的な要因となっているのが『仕事格差』である」²⁸⁾として、第4章「『正義論』と労働」を展開している。

そこで福間氏は、現代日本社会における富の偏在の下で「奇妙な二つの層（働きたいが、働けない一方で、働かなくても生活可能）が生じているような社会にあっては」²⁹⁾「現在の形での過剰な生産活動としての労働を継続することは…社会のサステナビリティ（持続可能性）にとっては必ずしも望ましくはないことはほぼ明らかになっている」³⁰⁾ので、こうした状況において「働くことの意味」が改めて問われる³¹⁾として、リバタリアニズム、コミュニタリアニズム、リベラリズムの主張を、「格差」に対する所説を対照し、非正規雇用の増加に対する「応答」を想定することで、検討する。その結果、「社会格差・不平等は、リバタリアニズムはもちろん、リベラリズムやコミュニタリアニズムにおいても、ある一定の条件を満たせば『正当な不平等』に転化しうる」³²⁾ことを導き出している。

そして、これに対して、労働からもたらされる「自己実現」や「他者からの承認」は、格差の正当化による現状肯定の中からではなく、労働中心主義に対するロールズの多元主義と「アリストテレス的原理の随伴効果」³³⁾に基づいて実現可能であるという議論を行い、「ロールズの想定する『労働に距離を置きながらも、社会的な自尊を保つ』、つまり『現行の労働とは異なる活動からでも社会的承認を得る』ことを可能にするためには、市民の誰もが一定程度の財産を所有するシステムが想定されている」³⁴⁾として、財産民主主義〔「財産所有の民主制」³⁵⁾〕を支持し、それを維持するためのシステムの一つとして「ベーシックインカム」を挙げる³⁶⁾。福間氏によれば、「社会的な不平等を是正することによって、公共的世界の完全な構成員として、また自由で平等な市民として、社会と同胞市民から承認されているという自尊の意識を人びと

に保障するための社会的基礎となる所得の分配システムであるという理由から、ロールズの構想に基づいてもベーシックインカムは擁護しうるのである。」³⁷⁾

福間氏はベーシックインカムの特徴として、「無条件性」と「非排除性」を挙げ、その財源としては、ロールズを引用して「累進課税」と「総合消費税」³⁸⁾を挙げているが、ここで注目すべきは、ロールズの構想に基づき「土地、天然資源、工場、製造機械といった資産の現行所有形態を再編成し、そうすることで生み出される利益をベーシックインカムの主な財源として用いることができる」³⁹⁾とした上で、「財の所有を可能なかぎり広範に分散させる財産所有の民主制にあっては、すべての市民が生産手段、生産資本の所有者となり、自己の労働に依存しない資産所得を得ることが可能となっている」⁴⁰⁾という指摘である。ただし、氏は、「自尊心、社会からの承認、疎外感の克服、健康」を「与えてくれる活動」は、「この社会が依然として労働中心主義社会だから」「『労働』以外には無い」⁴¹⁾ともしている。

さらに「労働中心主義」の呪縛から逃れるための選択肢として、労働中心主義社会を保持したままの「労働の解放」を目指す立場と「労働からの解放」を目指す立場を挙げた上で、第三の立場として、「ベーシックインカムを実現することを通じて、労働中心主義社会を解体し…『有意義な労働への権利』、並びに『働かない権利』を制度的に保証するという立場」⁴²⁾を提起し、それによって『働くこと』（＝仕事）とは『労働』という言葉に代表される経済活動のことだけを指すのではなく、正しい社会を運営してゆく『活動』も市民の重要な『仕事』の一面となる。これこそが、労働中心主義から解放された『労働』であ」⁴³⁾るとしている⁴⁴⁾。

福間氏は、こうした仕掛けを行う理由を、「全ての人々が定職に就くことができる状況下でない今日にあっては、別の形での活動に社会秩序の形成・維持の媒体を求める必要があるのではないだろうか」⁴⁵⁾とし、そして「それは何か。そもそも社会秩序や社会の絆の形成においては、労働における『生産以外』の部分が、重要なファクターなのではないだろうか。すなわち、社会的絆は労働による分業と交換に基づく他者との依存関係（つまりこれが『生産』）に由来するのではなく、（『生産以外』の）他者と交わす言葉や振る舞い、共通のルールを考慮することなどによって形成されているのではないか、ということだ」⁴⁶⁾と結論づけている⁴⁷⁾。

また、福間氏は、その上で、「ベーシックインカムと連動する形で、市民によって広範に所有される財をフローとストックの面から捉えるならば、フローとしてはベーシックインカム制度に基づく月々の所得の給付、そしてストックとしては政府による企業株式の分配と年間積立制度…に基づく各市民への貯蓄が考えられる…政府の財源は…株式からの配当金（財産所得）や支出税が主たる財源になると考えられる」⁴⁸⁾としている。

以上が、福間氏が『格差の時代』の労働論』で展開している内容の概観であるが、ここで考えるべき論点は、（１）現代社会が労働中心主義であるという福間氏の前提的社会把握、（２）その労働中心主義を否定するためには、人間の諸行為・諸活動のうち、コミュニケーションに関わることなど、労働以外のものの社会的な評価を上げることが何よりも必要なことなのかどうかということ、つまり福間氏の方法論、さらに（３）労働または労働以外の諸行為・諸活動を行うということが、社会とその秩序を形成する資格〔財産民主主義の要件〕であるのかどうかということであり、（４）労働やそれ以外の諸行為・諸活動を行えない人間は、この社会〔財産民主主義〕の主体として妥当しないのかどうかということである⁴⁹⁾。

さらに、そもそも（５）この「財産所有の民主制社会」がこれからの「正義」の実現される社会の制度的基礎として相応しいかどうかということ、さらに言えば、財産民主主義は、その

実現を目指すべきものであるのか、それとも、それを基にして新しい社会のあり方を目指すべきものなのかということであり、また、(6) 人間の諸行為・諸活動が労働（または、それ以外の諸行為・諸活動）として規定されることは何に基づいているのかということである。

2. 論点の検討

論点の(1)は、現代社会のシステム原理に関わることであるが、現代社会は資本主義社会であり、社会の編成原理は資本であって、資本主義的生産を担うのは労働である⁵⁰⁾。

人間の諸行為・諸活動のうち労働が優先され重きを成してきたのは、客観的に、労働が資本の下では資本の生産行為の要因〔契機〕となるからであり、人びとが労働を人間の諸行為・諸活動のうち最重要のものと認識しているからではない。

福間氏のような社会編成原理を前提としない所説では、なぜ労働が優先され重きを成し、よって労働中心主義となるのかが、客観的に社会編成に則しては説明できない。つまり、人々がそうしているからそうなのだという循環論証となる。

これに対して、資本（主義）という社会編成原理を前提とすることで、社会的生産体系の中での剰余価値〔≒利潤〕の生産との距離によって、人間の諸行為・諸活動は、その原理の下での位置と意味を与えられてきた。

たとえば、「家事労働に賃金を」⁵¹⁾ というのは、実践的・運動的には意味があるものの、資本（主義）という客観的社会編成原理との関わりにおいては、それは労働としては位置づけられてこなかったのであり、また逆に、労働としては位置づけられてはいないからと言って、それが人間個人にとって、また社会的に重要ではない、ということにはならない^{52) 53)}。

また、剰余価値〔≒利潤〕を生み出す商品の（社会的）生産との関係によって、人間の社会的行為・諸活動は、生産、流通、消費という一連のサイクルに位置付けられカテゴライズされてきた⁵⁴⁾。

ここでは流通は生産過程の延長という位置づけを与えられており、それゆえに剰余価値〔≒利潤〕の分配に与るのであるが、これに対して消費は非生産という位置づけを与えられてきたのであり、消費に関わる行為・活動は（商品〔価値〕の）生産に直接に関わらないものとして非生産的なものと位置づけられてきたのである。また、それゆえに、価値〔≒利潤〕の分配にも与らず、まさに価値ある行為・活動としては社会的に位置づいてこなかったのである。

したがって、間接的に社会的な生産に貢献するからといって、資本（主義）の下では、それが労働に勝るとも劣らない位置を占めるということにもならないし、そうすべきかどうかは、実践上・運動上の問題となるのである。

以上の事柄が、論点(6)の「人間の諸行為・諸活動が労働として規定されることは何に基づいているかということ」に対する考察であるが、ここからは以下の論点が派生する。

(a) 「労働中心主義」として現れる資本主義をいかにコントロール〔制御または制約〕するか。

これに対しては、労働の立場からは、有井行夫氏の一連の研究により明らかなように、「所有と機能の分離」した株式会社などを、資本所有とは異なる局面で、資本の「資本（価値増殖体〔利潤追求する主体〕）としての機能」を担う「労働する諸個人」の労働または生産のあり方に向かう⁵⁵⁾。

また、資本所有を伴う形でのあり方としては、ワーカーズ・コレクティブ〔協同労働〕など

の実践もある⁵⁶⁾。

さらに、人間の諸行為・諸活動による資本のコントロールには、生きて活動する人間個々人による消費者運動などがあり、自治体や政府を通じた公共コントロール、メディアを通じたコントロールなどもあるが、消費者として消費行為を通して資本の下での商品の生産や流通へ関わるといことも比重を増している⁵⁷⁾。

つぎに (b)「労働中心主義」をもたらしている社会に対して労働以外の人間の諸行為・諸活動の社会的な評価や比重を上げること（論点の (2) に当たる）に対しても、これまでの女性（労働）問題に対する実践や研究、フェミニズムなどの運動による成果があるにもかかわらず、一方で商品に含まれる価値を直接に産み出すもののみが資本（主義）の下では（労働力商品の価格〔労賃〕など）対価という形で評価され続け、また、それと連動する形で「生活の社会化」⁵⁸⁾が押し進められ、あらゆるものの商品化が押し進められている。また他方では、その資本（主義）自体が、利潤率の低下⁵⁹⁾を通して、ますます価値〔≒利潤〕の増殖に直接関係するものにししか費用を割けなくなってきたことが問題となっている^{60) 61)}など、資本の原理の徹底〔悪無限的価値増殖〕が強度を増している。

このうち、「生活の社会化」の一つの道筋としての個々人の「協働」による社会化については、ボランティアなど、非労働である諸行為・諸活動も発展してきたが、近年では、NPOなどの非営利組織の活動の行き詰まりを打開するものとして「社会的企業」⁶²⁾という（何らかの社会問題を解決することを使命〔ミッション〕とする）企業（という資本の形態）も台頭してきており、ここでもまた、資本（主義）という社会システムに適合する形態が展開されている。

これに対して、コミュニケーションなど労働以外の人間の諸行為・諸活動を重視することも、これまでもハーバーマスの所説⁶³⁾など様々な検討や追求があった。

しかし、ハーバーマスについては、横田榮一氏が述べている⁶⁴⁾ように、資本の「植民地化」に対する「生活世界」の抵抗というロジック⁶⁵⁾は、それ自体、「生活世界」が資本に浸透された構造を前提とするものであり、これでは対抗論理にはならない。

とはいえ、この点でも、社会的生産力の発達、資本（主義）という社会システムと、その制度的基礎である私的所有に対して、インターネットという公共空間や FabLab などを通して社会的な生産のあり方を変えつつあり⁶⁶⁾、また他方で〈生産－流通－消費〉といったカテゴリー同士もいわば融解しつつある⁶⁷⁾のであり、すべてが生産（の一環）である事態が顕在化しつつあるのである。これを生産の側から表現すれば、「消費もまた生産」ということになる⁶⁸⁾のであり、資本（主義）の下で分節化された諸カテゴリーのカテゴリーとしての連関構造を超えた事態、つまりカテゴリーの自己超出とそれらの再統一とでも言いうる事態が生じているのである。

3. 福間氏の所説からの展望

以上のような考察からすれば、福間氏の提起する論点 (3) の社会成員となる要件は何か、その根拠は (4) 財産民主主義なのか、さらに、その根拠は (5) 労働やその他の社会的諸行為・諸活動なのか、ということが改めて問題となる。すなわち、それらに基づくことがこれからの社会形成に必要なのか、言い換えれば、ロールズの提起した（社会）理念の実現は、それらに基づくものであるかという問題である。

そして、これらの問題は、「労働中心主義」の資本（主義）というシステムからすれば、この

社会（システム）の主体は、資本というシステム自体なのか、それともそれを産み出す（しかし、資本の下では手段という客体でしかない）労働する個人なのか、という問題となる。言い換えれば、資本という社会システムに制約を加えるのは、労働とその派生形態である人間個人の諸行為・諸活動なのかという問題（①）である。

しかし、他方で、社会はそこに生まれて生きている人間個人によって形成されている。これに対して、福岡氏のロジックでは、労働または非労働である人間個人の諸行為・諸活動によって資本という社会編成原理を批判・否定するという事になっているが、そうすると、今度は、そのような諸行為・諸活動を行うことできない人間個人は、社会成員とはなりえないのかということが問題（②）となる⁶⁹⁾。

言い換えれば、現代社会では、生きて活動する人間には（その活動がどのようなものであれ）基本的人権が認められ、それは障がいの有無や、老若男女、病気や怪我の有無、当該時点での意識の有無によらないにもかかわらず、たとえば様々な重度の障がいをもつ人々は、現代社会（また、これからの社会）の主体とはなりえず、社会によって、あるいは労働や社会的諸活動を行う人間たちによる庇護を受ける存在でしかないのであろうかという問題（②）である⁷⁰⁾。

すると、これらの問題（①および②）双方の関連は、現代社会の展望において、どのような解決を考えることができるのであろうか。

次章では、ヤングの論考を基に、この点を考えていきたい。

II ヤング「社会的責任のつながり」モデルの検討

1. ヤングの所説の概観

前章Iで見たように、近年の正義論の隆盛は、マイケル・サンデルなどコミュニタリアンやリベタリアニズムの諸氏の議論に対する広範な関心はもとより、議論の中心であるロールズの所説への言及と、それに対する多方面からの批判も巻き起こした⁷¹⁾。

その中で、アイリス・マリオン・ヤングは、岡野八代氏と池田直子氏によれば、『正義と差異の政治学』⁷²⁾において、「多文化主義からのリベラリズム批判として当時確立しつつあった『承認』か『配分』か、といった議論の枠組みをそもそも疑」⁷³⁾い、「これまで社会正義を求めてきた者たちにとって、ロールズがその名著『正義論』（一九七一年）で提唱した「配分の正義」が、いかに的外れな議論であるかを丁寧に論証」⁷⁴⁾した上で、『正義への責任』への執筆に取り掛かった⁷⁵⁾。

ヤングは同書で、貧困に対する自己責任論を展開するミードやドゥオーキンらの所説に言及した（第1章）後、社会の構造的不正義を訴える議論の多くは、社会（制度）の一部だけを問題とし、社会全体のプロセスの中に含まれる日常の習慣や選択された行為を含むことを見ないと指摘⁷⁶⁾した上で、「正義の促進には集団的行為が必要であり、そしてそれは組織化を要請する…個々の行為者が正義の問題に対して責任があると主張（する）…のは正しい」⁷⁷⁾とする（第2章）。

続いて、アーレントのアイヒマンに対する議論の中で「アーレントが罪と政治的責任をなんとか峻別しようとしていることは重要であり」⁷⁸⁾、「アイヒマンがそうであったように、総じてドイツ国民たちは、諸制度の働き…については思考を巡らせず、また、そうした制度の働きによって他者がいかに傷つけられることになるのかについては、無関心であった」⁷⁹⁾ことからす

れば、「わたしたち自身の、消極的であれ積極的であれ支持している社会の諸制度によって、時にわたしたちの名の下に遂行された行為や出来事と関係性をもっていることに対する責務を避けることができ」⁸⁰⁾ず、「政治的であるためには、行為は公的でなければならず、歴史的な出来事に応えたり、介入したりする集団的な行為の可能性を、あるいはそうした行為そのものを最終的にめざさなければならない」⁸¹⁾としている（第3章）。

その上で、ヤングは、「不正な結果を伴う構造上のプロセスに自分たちの行為によって関与するすべての人びとが、その不正義に対する責任を分有する…主に未来志向的」な「代替的な構想」を「責任の社会的つながりモデルと呼ぶ。」⁸²⁾そして、「構造上の不正義に関して責任があるということは、その不正義に対する責任を分有する他の人びととともに、わたしたちには、不正義な結果を生む現在の構造上のプロセスをより不正でないものに変革する義務がある、ということの意味している」⁸³⁾としている。また、その中で「わたしたちはそれぞれ自分自身への正義を期待し、また他人はわたしたちに対し正義の主張を正統に行うことができる」⁸⁴⁾とも、指摘している。

その根拠は、ヤングによれば、「わたしたちの責任の根拠は、わたしが不正義な結果を生む構造上のプロセスに参加しているという事実にある。」⁸⁵⁾「分有されるべき責任は、人びとが集合することによって生み出された有害な結果やその危険について個人的に負う責任のことである」が、「わたしたちの一人ひとは、部分的にその結果に対して個人的な責任がある。」⁸⁶⁾そして、「自分自身に應える義務というのは、この自己の媒介された構造が前提とされている」⁸⁷⁾ので、「不正義な結果を生み出すプロセスに関与するすべての人びとが、これらのプロセスを変化させるためには協働すること」⁸⁸⁾が必要だからである（第4章）。そこでは、「不正義の犠牲者もまた、不正義を生みだしている構造上のプロセスに手を貸している」ことにより、「不正義を軽減するために…責任を自ら負うべきである」⁸⁹⁾となる。

それは具体的には、「現在のグローバル化した経済システムでは、ひとつの国家内で購入される製品の小売業者と消費者は、しばしば、その製品を生産している他国の労働者とつながっている。こうしたつながりこそが、正義への責任を生む」⁹⁰⁾のである。

2. 論点の検討

以上のようなヤングの所説は、その中心的論点として、以下のものが考えられる。

すなわち、（1）現代社会に生きる人間個々人が、各自の行為によって社会的諸制度を機能・維持させ、それにより社会の現状を産み出している〔そのプロセスに参加している〕ということ、それゆえ（2）現代社会がいかに不正義なものであろうと、それは、そこに生きる人間皆が責任を負っているということ、そして（3）その責任を「分有」するということを反転させれば、現代社会に生きる人間個々人が社会の構造的不正義を正す存在でありうるということ、（4）それら（1）から（3）を統一したものが「社会的責任のつながり」であるということである。

上の（1）は、現代社会に生きる人間個々人が社会（とその諸形態または諸現象）を（政治も含む）生活の過程〔プロセス〕を通して形成しているということであり、人間個々人が社会形成の主体であるということである。

とはいえ、このヤングの所説においても、誰がそのメンバーであるのかが問われていない。ヤングは、歴史上または現在において生じている問題⁹¹⁾に対して、その責任を負うべき者は誰

かという問い〔責任の帰責モデル⁹²⁾〕を反転させて、これからの社会における社会形成（よって社会的諸現象や社会的諸形態）に対する責任の所在を問うことで、現代社会に生きる人間が社会形成上の主体であることを明らかにしてはいるが、では、(a) その責任主体になれるのは誰なのか、現代社会に生きる人間個々人のすべてが、その主体となれるのか、また、(b) そのような主体であることの客観的根拠は何かということについては、回答していない。

たとえば、「構造的不正義を生み出す多様な制度上のプロセスに参加しているということから」「不正義に関する責任は」「生じる」⁹³⁾ のであり、「こんにちの世界では、これらの構造上のプロセスの多くは、国民国家の境界を越え、世界中に分散した人びとをも包摂するものである」⁹⁴⁾ というヤングの言説からは、現代社会において疎外され棄てられている人びと^{95) 96)}をも理論的に包摂しうる論理、すなわち疎外を媒介とするロジックは見て取ることはできない。

ヤングの所説を見るかぎり、ロールズと同様に循環論証となっており、現代社会とそこに生きる人間の誰が主体となるのか、あるいは、この社会に生きる人間すべてが主体であるならば、その証明、または、すべての人間が主体となるような限定（上の論点 (a)）または根拠づけがなされていない。言い換えれば、現代社会に生きるすべての人間がその「つながり」を構成し、そこに位置づいている〔存在資格を持つ〕とするならば、それはどういう現実的客観的基盤の上のことなのかということ〔その媒介のロジック〕については、論究されていない。

つまりは、主体となるメンバーの、（疎外されているならば疎外されているにもかかわらず）主体である〔主体となる〕ことの客観的社会的根拠は何なのかということ（上の論点 (b)）が問われていないのである。

これでは、ヤングの所説を構成する論点の（3）は論証されていないことになり、それによって論点（2）も正当化されないことになり、またしたがって、論点（4）も単なるアイデアまたは抽象の一つとなってしまう。

ヤングの所説からは、①現代社会に生きる人間個々人は、たとえば、ナオミ・クラインのように⁹⁷⁾、ナイキのエアー（スニーカー）の消費者である場合、その生産に関わる労働者の劣悪な労働条件に責任があるとしているものと推測できる。また、②そのような商品生産は、世界全体で、連鎖を成し、一大連鎖〔社会的生産体系〕を形成していると考えているものとも推測できる。したがって、③ヤングは、現代社会に生きる人間個々人は、世界中で起きている様々な問題に「つながり」を通して責任があると考えていたものと考察できる。とはいえ、これらに対しては断片的な言及しかないので、「社会的責任のつながり」は、様々な個別の該当事例とその繋がりに対するものに限定され、社会全体を対象とする、すべての人間が現実的社会的根拠を持った理論〔論理〕としては完成しておらず、したがって理論的には抽象的なものに止まっていると言える。

現代社会は民主主義社会であり、さらに民主主義とは民主的に社会をマネジメントすることであるとするならば、誰がこのマネジメントをする主体なのか、マネジメント主体の一員である〔一員となる〕資格または根拠は何であるのかというのが、現代から未来へと社会を形成・変化させてく⁹⁸⁾〔社会システムを転換させる〕上で決定的に重要な論点であるはずである。そして、この論点こそ、ヤングの所説と、その論点（1）～（4）に正当性や現実性を与えるものである。

3. 論点の展開

ロールズでは、いま述べたことを資本主義社会の制度的前提としての私的所有（制度）を基に、「格差原理」によって、所与の社会の所与の構成メンバー〔市民〕が民主主義〔社会のマネジメント〕から脱落しないような論理を提起した。

しかしそれでは、メンバー〔主体〕であることの根拠は、フリードマンたち新自由主義者と同様に貨幣や商品となるが、その場合、人間は貨幣や商品など物象的主体と言われるものとの主客関係が社会的に逆転し、人間個々人は物象的主体の人格的形態に転落し、商品の多様性が人間の諸行為・諸活動の限界を画する（言い換えれば、人間の自由は市場に登場する商品の多様性の範囲に限られる）ことになる。

また、これは、正義またはあるべき社会秩序を形成する社会メンバーは誰かということ問わない問題設定なので、これでは、たとえば、「原初状態の当事者たちは平等・対等であると仮定する…各個人はそれらを理解しそれらに基づいて行為するのに必須の能力〔＝正義の感覚を発揮する能力〕を備えていると見なされる。以上のような条件とく無知のヴェール」とが相まって、おのれの利益の増進を気づかう合理的な人びとが対等な者どうしとして…同意すると考えられる、正義の諸原理が確定される⁹⁹⁾ というように、理想的社会の形成はそれをを行うメンバーの理想的行為によるとする循環論証となり、その理想的社会はどのように実現できるのかは問われないことになる¹⁰⁰⁾。

以上のような、誰が社会の（それを形成しマネジメントする）主体であるのかという問いについて、ヤングは、形成された社会（さらには、その制度や諸形態、諸現象を含む）に対する「責任のつながり」において、そのつながりを形成し、そのつながりの中で生きて活動している人間個々人を捉え、この仕組みを以て、そこに生きる人間すべてを主体として認めようとしている。また、ここでの人間個々人は、これからの社会に対する「責任」主体として「不正義」が生じないように協働できるということを指し示している。

このヤングの所説は、財産の多寡や意識の有無が社会の形成〔マネジメント〕主体であることの根拠とするような議論とは一線を画するものであり、社会的生産（体系）との関連においてこれまでの、またこれからの社会の形成を見ようとしないう議論とも区別されるものではあるが、ヤングの言う「社会的なつながり」を形成するのは、人間個々人が主体であることとの関係において、（何を根拠とした）どのような諸行為・諸活動であるのかが明らかにされなければ、主体の限定や主体性のあり様〔実在化〕を明らかにするものではない。

ヤングの提起する「社会的責任のつながり」とは、社会的生産（体系）と関わりながら、消費過程など直接には生産過程ではないところでの人々の連帯がまず意味されると思われるが、ヤングにおいては「つながり」が重視され、たとえば、そのような消費過程という場面において人々がどのように連帯しているのかは明らかではない。

そこで次章では、現代社会に生きて活動する人間の社会的存在資格〔社会マネジメントの主体（そのメンバーとして承認されること）〕の實在的根拠を明らかにすることから始めることにする。

Ⅲ 資産の共同所有による人間の社会的な存在資格の根拠の新たなバリエーションの形成

1. これまでの人間個々人の社会的存在資格とその根拠

これまで、現代社会に生きる人間個々人の社会構成メンバーである形態、つまり法的な人格は、一方で、国民国家との関係において付与される「国民」であり、他方で、国籍を問われない「市民」という形態であった。

このうち、「国民」であることの要件には納税があり、「市民」であるためには、私的所有が要件となる¹⁰¹⁾ので、どちらにあっても、人間個々人がその社会的形態である法的人格をもつことができる根拠は、法的人格である人間個々人ではなく、私的所有対象、およびその一般的形態である貨幣である。

そのために、たとえばロールズは、「財産民主主義」という形で、当該社会の構成メンバーであること、またはその資格である法的人格について、人間個々人と私的所有対象（財産）との関係を考察したと言える。

（1）労働力という根拠

これに対して、社会的に存在資格を与えられた人間であることについて、「人権」をもつ存在として捉えられる場合には、財産の有無や多寡は問われることがない。つまり、人間であれば「人権」をもつのであり、社会の中で人間として存在することと「人権」をもつこととは、理念としては同義とされている。

しかし、この同義は、まさに同義反復であり、歴史的な経緯（あるいは哲学的直観）だけが根拠となっており、現代社会のシステムの中で人間個々人が「人権」をもつ存在であることを、システムに則して捉える必要がある。

拙稿「人格という形態の歴史性と構造—『脳死』問題の前提的把握をめぐって／経済学の立場から—」¹⁰²⁾では、その一つの要件として、人間個々人が社会的生産との関わりにおいては労働力であることを論じた。

労働力は人間個々人のもつ潜在的な能力¹⁰³⁾であり、それが実現されて労働している存在かどうか、あるいは、どういう労働を行う主体であるかどうかは、労働力をもつ存在である人間個々人には直接の関係がない。

また、労働力として人間個々人のうちに潜在することとそれが実現することを媒介する要因は、個別に実在する生産過程（また、それを行う諸企業や諸組織）であり、労働力である人間個々人の出生地や居住地などを問わない。

そのために、労働力をもつ人間個々人は、場所を問わずに、生きているかぎり、自らの労働力の所有者として、潜在的な財産の所有者として、現代社会の構成メンバーとして認められるのであり、これによって「市民」たる資格を得るのである¹⁰⁴⁾。

（2）社会的生産（体系）との関わりにおいて消費を行う者として有する根拠

上の（1）の労働力も、資本のシステムの下での商品交換の場面に基づくというだけでなく、社会的な生産（体系）を世界全体で有するからこそ個々人のもつ心身の能力が労働力として認められるということにも基づいている。

この社会的生産（体系）との関わりで考えれば、人間個々人は、可能性としての生産過程に

おける労働力であるばかりではなく、日々の生活においても商品の生産や流通、消費とも関わっている。

もはや商品の生産が、個別資本〔企業〕の下での生産過程に留まらずに、消費過程での消費によって完成するものであることは、先に述べたゲームや、3Dプリンタを用いた生産と消費によっても明らかであり、また、製造者責任やトレイサビリティなどの概念や実践が生み出されてきたことでも分かる。

消費過程における消費の実際だけでなく、商品の売買をも通して、現行商品の生産量の調整や使用価値の変更、さらには開発すべき商品の内容の限定など、商品の開発や修正、そのマーケティングなどに、消費者や消費過程が関わっていることも明らかである¹⁰⁵⁾。

このような、現代社会に生きるすべての人間が、総体として、個別の商品のマーケティングや製品開発に関わっていることに対して、個々の企業は消費行為や消費者行動として措定しその対価を支払うものではないが、商品の生産過程に直接に関わっていない流通過程が生産過程の延長として位置づけられて、それに基づいて個々の流通企業も剰余価値〔≒利潤〕の配分と与っていること〔ロジック〕¹⁰⁶⁾からすれば、消費という行為を行うことも社会的生産過程の一環を成すことにより、資本の生産過程の一環を成す〔完成させる〕ものとして社会的に承認することができる。

（3）科学技術の発達による新しい所有のあり方と人間個々人の社会的存在資格の根拠

とはいえ、（2）のような人間個々人の社会的存在資格の根拠によっては、資本のシステムの下で個々人の人格〔存在の社会性〕は承認されるものではない。たとえば、消費者運動のような形で集団として承認される、あるいは、その運動や団体の中でクロードに個々の参加者の存在が承認されるなどという形で、消費という行為・活動を行う者の存在が認められるが、これは、現代の社会的生産体系にとっては、普遍的で必然的な形態ではない。

これに対して、たとえば自然再生エネルギーを、集合団地に装備されている設備によって産み出されたものとして、その団地に住むすべての人間の共同の所有対象とすれば¹⁰⁷⁾、労働や非労働としての諸行為・諸活動を行えるか否かにかかわらず、また、消費過程の延長線上にある生産に関わるものとして、共同所有を行う人間すべてが資産を有する所有主体となる。

これにより、現代の社会システムの根幹を成す商品の社会的生産に労働（力）という形で関わるあり方、生産（体系）から産み出された商品の消費過程に関わるあり方と並び、資本主義社会の制度的前提としての私的所有〔財産所有〕に関わるあり方という3つのあり方が、人間個々人の、社会的存在資格を有する根拠との関係を表すものとして実在化していると捉えることができる。

IV むすび

以上の考察からすれば、21世紀に入り正義論が再び隆盛となっていることも導き出すことができる。

「世界が正義を求めていた」¹⁰⁸⁾のは、一方では、それを実現しうる社会的生産力（科学・技術を含む）の発達によって、社会的排除や人間個々人の社会からの脱落をなくすことが可能

であると想定することが一定の現実味を帯びてきたからであり、また、知力・体力の程度、老若男女や民族などを問わずに労働や社会的諸行為・諸活動ができるようになりつつあるからである¹⁰⁹⁾。

人間の個性を利潤〔≒剰余価値〕を産み出す資本の生産の効率性から捉え、コストの多寡によって労働力であるか否か〔雇用すべき存在であるか否か〕を判断しているのは、資本とその関連に位置づく諸組織である。たとえば、高齢者が就労できないのは、雇用しない諸企業〔資本〕の側のロジックによるものであり、「高齢者が労働力ではない」からではない。

これに対して、たとえば膨大な失業者や移民の存在を前提とすれば、もはや労働することが人間の存在〔生きて活動すること〕の必須の要件とするものではなくなってきたことも明らかである。現代社会において、これからの社会〔システムの転換〕を展望するに当たっては、働ける人は全員働くという理念をストレートに繋げるのではなく、人間個々人が生きて活動する中でも、社会全体においても、働いていることと働いていないことが並存または交替することを前提として、貨幣〔物象〕の人格化ではない、人間個々人の社会的存在資格を承認し実在化することが必要である¹¹⁰⁾。

また、現代は、株式会社の「所有と機能の分離」¹¹¹⁾にも見られるように、ロックのような労働に基づく所有¹¹²⁾のロジックは妥当しない¹¹³⁾のであり、社会（システム）の転換においては、生きて活動する人間の側からの新しい社会編成原理が求められているのである。

そこで、この社会で生きて活動する人間すべてが社会をマネジメントする主体であることが実現される社会という理想〔社会的理念〕から反省的に考察すれば、新しい社会の原理や目的は、生きて活動する人間個々人そのものであるということになる¹¹⁴⁾。

本稿では、そのための道筋として、労働できるか否かにかかわらずすべての人間がどのように社会的生産体系（さらには社会的な素材転換〔物質代謝〕）と関わりうるのかを主体性という点において、（1）労働力である面から、（2）消費を行う者としての面から、（3）エネルギーなどの資産の（共同）所有者であるという面から考察した。

その結果、労働力である面から人間個々人は「人権」を認められる法的人格であるが、他方での、流通の延長線上にある消費を行う、またそれによって事実上生産の一端を行うことによっては「人権」を認められてこなかったことに対して、今日的な科学技術の発達〔社会的生産力の発達〕により、新しい社会的共同消費手段の設備とその設備の稼働した結果〔エネルギーなど社会的生産物〕を生活過程を通して共同所有することにより、所有者として人間個々人が自らの社会的存在資格を獲得し、それをもつことの実在的根拠〔資本主義という社会システムに適合した形態〕を新たに獲得している。

そして、このエネルギーなどの資産の共同所有は、社会的生産体系に生産主体としてストレートに繋がる社会的行為・活動であり¹¹⁵⁾、媒介的反省的にはあれ「社会的なつながり」¹¹⁶⁾を通して、現代社会の社会的生産体系の社会性や公共性を明らかにするものである。

また、この共同所有に基づいて承認される人間個々人の社会的存在は、その担い手の現状〔心身の状態や能力など〕にかかわらず、すべての人間を、生産されたものの分配に与る者としてではなく、社会的な生産を担う者〔法的な意味での生産者〕の一人として位置づかせるものである。

さらに、この共同所有は、「土地、天然資源、工場、製造機械といった資産の現行所有形態を再編成」¹¹⁷⁾することなく、現代社会の中でも少しずつ実現されつつあるものである¹¹⁸⁾。

以上のように、資本のシステムの下で世界という範囲にまで全面化し普遍化した社会的生産（体系）と関わることで現代（資本主義）社会に生きる人間個々人がその存在資格を獲得してきたことに対して、生産者（の一員）として商品生産に関わること¹¹⁹⁾を対照させることで、現代（資本主義）社会の下での社会的生産体系が本質的に普遍的で共同的なものであり、それを基盤として、すべての人間がこ（れから）の社会で生きていく資格の根拠が（法的に及び物質的に）明らかになるのである。実に、人間個々人の社会的存在資格とは、社会的生産手段（したがって社会的共同消費手段）との関係において捉えることのできるものであった。

これにより、①システム転換期における社会形成においては狭義の生産過程や狭義の生活過程という区別なく、すべての過程が人間と社会の媒介過程として、人間を主体とする側からは、社会を変えていく過程として位置づくのであり、②その過程においては、人間個々人は、その都度、自分の社会的存在の様態に合わせて、社会的生産手段または社会的共同消費手段を用いて、可能な行為・活動を行えば良いのであり、③したがって、どの局面においてどういう活動・行為を行うかに関わりなく、人間個々人は社会形成〔システム転換〕の主体として対等となる。

よって、今日の社会において、この社会に生きる人間個々人の社会的存在資格は、同時に、社会を変えていく存在資格でもあることが分かる。

最後に、以上のことから、社会的生産力〔科学技術〕の限界まで人間個々人の自由が実現され、生きて活動している人間であるということだけで人間個々人が社会的に承認され平等であるための手段として、その意味ですべての人間の社会的存在資格の根拠としての社会的生産体系とその意味を明らかにする上で、さらには現代の社会システムとそのシステム転換に対して、自然再生エネルギーなどの資産の共同所有が与える意味は大きいと言える。

そして、このような社会的生産力の発展に対応した民主主義〔社会のマネジメントの仕方〕のあり様も求められていると言えよう。

以上

注

- 1) 琉球大学『経済研究』第84号、2012年9月、所収。
- 2) ミルトン・フリードマン『資本主義と自由』、村井章子訳、日経P B社、2008年。
- 3) 本稿では、丸括弧は本文の中での言葉の補いを表し、亀甲括弧は本文直前の言葉の言い換えを表すことにする。
- 4) ジョン・ロールズ『正義論 改訂版』、川本隆史・福間聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010年。
- 5) 「人格性とは…社会的に…承認された諸個人の自立性であり、諸個人の社会的本質の主体的表現であり、当該社会…において妥当する諸個人の行為能力である」（有井行夫『マルクスの社会システム理論』、有斐閣、1987年、63頁。）、「人格には…自由、主体としてのあり方ということが表現されている」（長谷川義和「マルクスにおける人格の陶冶論」（有井行夫・長島隆編『現代認識とヘーゲル＝マルクス 認識主義の没落と存在主義の復興』、青木書店、1995年、102頁。）。
- 6) 「人格」と「物象」との関係については、有井『マルクスの社会システム理論』（前掲）の163～165頁、および長谷川「マルクスにおける人格の陶冶論」（前掲）を参照。
- 7) 「人格の物象化」と「物象の人格化」については、マルクス『資本論』1巻1（大内兵衛・細川嘉六訳、大月書店、1967年。）の150頁および、有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』（青木書店、1991年。）の237頁と241頁を参照。
- 8) 福間聡『「格差の時代」の労働論 ジョン・ロールズ『正義論』を読み直す』、現代書館、2014年。

- 9) アイリス・マリオン・ヤング『正義への責任』, 岡野八代・池田直子訳, 岩波書店, 2014年.
- 10) 「格差原理」とは、「社会的・経済的な不平等（たとえば富や職務権限の不平等）が正義にかなうのは、それらの不平等が結果として全員の便益（そして、とりわけ社会で最も不遇な〔＝相対的利益の取り分が最も少ない〕人びとの便益）を補正する」（ロールズ・前掲書, 21～22頁.）こととされている。これに対して、堀巖雄氏によれば、この「格差原理」といわゆる「マクシミン・ルール」とは、直接の関係はないということであり（堀巖雄『ロールズ 誤解された政治哲学 ―公共の理性をめざして』（春秋社, 2007年）の72頁を参照.）、そのマクシミン・ルールとは、「各選択肢について最悪の帰結を想定し、その場合の利得を最大化するような選択肢を選ぶ」（同上書, 192頁.）ことである。
- 11) とはいえ、これは、「生きていることは労働だ」（たとえば、山森亮『ベーシック・インカム入門』（光文社, 2009年）の第3章を参照.）とするものではなく、またしたがって、ベーシックインカム論議の一端でもない。
- 12) 市民の要件として「意識あること」を求める議論は、代表的なものとしてロックやカントを挙げることができる。森岡正博氏によれば、「ロックは『人間悟性論』の中でパーソンを『思考する知的存在者…』として規定する。…カントは人格を倫理的行為の主体として位置付ける。『純粹理性批判』によれば、『異なった時間における自己の数的同一性を意識しているものは、その限りにおいて人格である。』（森岡正博『生命学への招待 パイオエシックスを超えて』, 勁草書房, 1998年, 218頁.）また、「脳還元主義の生命観を土台として英語圏で開花したのが、『パーソン論』…これは、生物学的な意味での人間を、自己意識や理性をもった『<ひと>person』と、それらをもっていない『非<ひと>』に分け、前者の人間の生命のほうが、後者の人間の生命よりも価値が高いと考える理論である。」（森岡正博『生命学に何ができるか 脳死・フェミニズム・優生思想』, 勁草書房, 2001年, 104頁.）「パーソン論とは、われわれの多くがこの社会で実行しているところの、生命に価値の高低をつける差別的な取り扱いを、あからさまに肯定する理論なのである。それは、社会の現実というものを見据えたうえで、さらにそれを乗り越えていこうとする思想ではない。」（森岡・同上書, 110頁.）この点については、クルツ・バイエルツ「人間尊厳の概念 問題とパラドックス」（吉田浩幸訳, ジープ, バイエルツ&クヴァンテ『ドイツ応用倫理学の現在』, ナカニシヤ出版, 2002年, 所収.）のとくに169～170頁なども参照。なお、拙稿「人格という形態の歴史性と構造―『脳死』問題の前提的把握をめぐって／経済学の立場から」（日本医学哲学・倫理学会『医学哲学医学倫理』第17号, 1999年, 所収.）も、「意識」の優越性に基づく議論を批判し、それを前提とせずに導き出せる「現代社会に生きる人間の存在資格とその根拠」を考察している（この点に関しては、行論〔Ⅲ章〕で触れることになる）。また、「心身がしっかりと機能する人格という規範にもとづいて当事者をモデル化することは、自立的に働くことができ、それができない人をケアする責任を負わない者にとって都合のよい形に、正義の原理の選択を歪めることになる。」（エヴァ・フェダー・キティ『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』, 岡野八代・牟田和恵監訳, 白澤社, 2010年, 213頁.）
- 13) たとえば、株主たちの連合組織である株式会社や、組合員たちの連合組織である協同組合など、様々なものが挙げられる。後者に関しては、富沢・川口編『非営利・協同セクターの理論と現実 参加型社会システムを求めて』（日本経済評論社, 1997年.）などを、また、前者と後者の間を繋ぐものとしては、ジャン＝ルイ・ラヴィル編『連帯経済 その国際的射程』（北島健一・鈴木岳・中野佳祐訳, 生活書院, 2012年.）や、藤井敦史・原田晃樹・大高研道編『開う社会的企業 コミュニティ・エンパワーメントの担い手』（勁草書房, 2013年.）などを参照。
- 14) 社会的共同消費手段については、宮本憲一『社会資本論』（有斐閣, 1966年.）や宇沢弘文『社会的共通資本』（岩波書店, 2000年.）などを参照。
- 15) マイケル・サンデル『これからの『正義』の話をしよう いまを生き延びるための哲学』（早川書房, 2010年.）など。
- 16) 渡辺幹雄『ロールズ正義論再説―その問題と変遷の各論的考察』, 春秋社, 2012年. なお、氏には、同『ロールズ正義論とその周辺 コミュニタリアニズム、共和主義、ポストモダニズム』（春秋社, 2007年）など、ロールズ正義論に関する一連の著作がある。
- 17) 板橋亮平『ジョン・ロールズと現代社会―規範的構想の秩序化と理念』, 志學社, 2013年.
- 18) 福間・前掲書, 6頁.
- 19) 同上書, 16頁.
- 20) 同上書, 18頁. また、「二〇〇七年のサブプライム・ローン以降の世界状況を丁寧に読み解いていくと、『世界

が正義を求めている』ということは明らかだろう」（同上書、20頁.）。

- 21) 「今日生じている社会格差は、仕事、結婚、家族、教育における格差の循環から生じていると考えられている。そして、その中心に位置しているのが仕事、つまり『労働』の格差ではないかと考える。」（同上書、21～22頁.）
- 22) 同上書、41頁.
- 23) 同上書、42頁. これは、つまり、「単に快の容器とみな」すのではなく、「個々の人びとを独立した人格とみな」（同上書、43頁.）すことであるとしている。
- 24) 同上書、43頁.
- 25) 「正（正義）とは、『自由で平等な、そして理性的な人たち—すなわち、原初状態における当事者たち—が合意・選択した事柄と合致していること』（同上書、52頁.）としている。
- 26) 同上書、56～76頁.
- 27) 山田昌弘『新平等社会—「希望格差を超えて」』、文藝春秋、2006年.
- 28) 福岡・前掲書、155～156頁.
- 29) 同上書、165頁.
- 30) 同上.
- 31) 同上書、166頁.
- 32) 同上書、178頁.
- 33) 同上書、187頁. なお、ここでの「アリストテレスの随伴効果」とは、「それに適う活動であればどのような活動であれ、人びとは自尊を得ることが可能である」という「アリストテレスの原理」を充たしていれば如何なる活動も、それは他者が支持し、また楽しんでいられるというロールズの想定を指している。この点については、同上を参照。
- 34) 同上書、189頁.
- 35) 同上.
- 36) 同上書、192頁. なお、同上書の195～196頁を参照。
- 37) 同上書、195～196頁.
- 38) 同上書の198頁、および、ジョン・ロールズ『公正としての正義 再説』（田中成明・亀本洋・平井亮輔訳、岩波書店、2004年.）の282～283頁.
- 39) 同上書、197頁.
- 40) 同上書、197～198頁.
- 41) 同上書、202～203頁.
- 42) 同上書、206頁.
- 43) 同上書、210頁.
- 44) 「ベーシックインカムが実現された社会にあっては、働くことによって得られる自尊心と社会的な活動に従事することによって得られる自尊心は等価になる。それにより労働は重要な活動ではあるが、特権的な、人間の本質的な活動であるという社会的な固定観念はなくなる。」（同上書、211～212頁.）
- 45) 同上書、212頁.
- 46) 同上.
- 47) 「財産所有の民主制社会においては…他者と言葉を交わし、共に振る舞い、共通のルールを考慮するという社会的な絆を形成する活動が、有用な活動として評価される。」（同上書、213頁.）また、「財産所有の民主制社会にあっては…怠惰な者とは生産的な活動をしない者ではなく、機会が与えられているにもかかわらず正しい社会を運営し、社会的な絆を形成する働きをせず、その恩恵だけを受けている者なのである。そしてこの意味において『働かない者は不正義』なのである。」（同上書、230頁.）
- 48) 同上書、219～220頁.
- 49) 福岡氏は、障がい者にとっては「生きていること自体が『労働』である」（同上書、217頁.）としているが、その根拠は、「障がい者の生存のために介護や自立支援を行うことを通じて、人びとの間にネットワークが形成されることは、もう一つの側面から解釈すると〈労働の発生〉とみなしうる」（同上書、217頁.）こととしている。
- 50) マルクス・前掲書を参照。

- 51) たとえば、マリアローザ・ダラ・コスタ『家事労働に賃金を フェミニズムの新たな展望』（伊田久美子・伊藤公雄訳、インパクト出版会、1986年。）を参照。
- 52) 拙稿「消費様式の変化と現代社会—TVゲームを素材として—」（生活経済学会編『生活経済学研究』第16巻、2001年3月、所収.）、および拙稿「資本主義社会システムの構造形成における『生活の社会化』の位置と意味」（東京都立大学『経済と経済学』No.71、1992年3月、所収.）を参照されたい。
- 53) 家事労働を対象とする議論に関しては、たとえば中川スミ『資本主義と女性労働』（青柳和身・森岡孝二編、桜井書店、2014年。）を参照。
- 54) 拙稿「消費様式の変化と現代社会」（前掲）を参照されたい。
- 55) 有井『株式会社の正当性と所有理論』（前掲）を参照。たとえば、「範疇的意義における株式会社は、〔人格一物〕という、完結した私的所有空間に隠された転倒的な秘密を、分離・形態化した資本家的私的所有、分離・形態化した物象的生産媒介運動、分離・形態化した敵対的自主管理、として公開し、最後に対象とするべき真の社会的なもの、実態的に公共化しているこの生産過程なのだ、と不断に顕示して」（同上書、352頁.）おり、この「敵対的自主管理の実態にそくして、正当に、生産過程をわれわれのものに、と、われわれが主張するとき…その内容は、個別企業内の労働者民主主義であり、企業間の民主主義的調整であり、地域と企業の民主主義的調整であり…国際的ネットワークの民主主義的調整である。」（同上書、354頁.）
- 56) ワーカーズ・コレクティブについてはメロー、ハナ&スターリング『ワーカーズ・コレクティブ —その理論と実践』（佐藤紘毅・白井和宏訳、緑風出版、1992年。）を参照。また、イタリアの労働者協同組合やスペインのモンドラゴン協同組合については、たとえば津田直則『連帯と共生 新たな文明への挑戦』（ミネルヴァ書房、2014年。）などを参照。
- 57) TVゲームやスマホアプリなど、消費者の消費行為〔ゲームをプレイすることなど〕がゲームという商品の開発を中心としてその生産に不可欠であり、その一環を成すことについては、拙稿「消費様式の変化と現代社会」（前掲）を参照されたい。また、近年のマイカーズ運動に連なる、3Dプリンタとインターネットなどを用いたFABなども、消費過程における諸行為・諸活動が生産過程と時間的・空間的にも本質的に分離できないことを表している。マイカーズに関しては、たとえばクリス・アンダーソン『[マイカーズ] 21世紀の産業革命が始まる』（関美和訳、NHK出版、2012年。）などを、FABについては、アベル、エヴァース、クラーセン&トロクスラー『オープンデザイン 参加と共創から生まれる「つくりかたの未来」』（田中浩也監訳、オライリー・ジャパン、2013年。）や田中浩也・門田和雄編『FABに何が可能か「つくりながら生きる」 21世紀の野生の思考』（フィルムアート社、2013年。）などを参照。
- 58) 「生活の社会化」については、拙稿「資本主義社会システムの構造形成における『生活の社会化』の位置と意味」（前掲）を参照されたい。
- 59) 大谷禎之介『図解 社会経済学』（桜井書店、2001年。）の329～330頁を参照。また、水野和夫氏は、利潤率を利子率で代位させて議論している。この点については、たとえば、水野和夫「ケインズの予言と利子率革命 なぜ、利子生活者は安楽死しなかったのか？」（『atプラス』01、太田出版、2009年8月.）の32頁を参照。
- 60) たとえば保育について、逆井直紀氏に拠れば、日本では1995年から2007年にかけて児童数が27%増加したのに対して、保育所は2%しか増加していない。この点については、逆井直紀「保育制度をめぐる論点と課題」（河合克義編『福祉論研究の地平 論点と再構築』、法律文化社、2012年、所収.）の82～83頁を参照。
- 61) さらに言えば、（剰余）価値〔≒利潤〕の生産に必要なコストすら削減し、社会的な価値〔≒利潤〕の分配においては違法性を帯びた行為すら、今日的な形態としてはブラック労働やブラックバイトなどという形で、もはや珍しいものではなくなりつつある。ブラック労働については、今野晴貴『ブラック企業 日本を食いつぶす妖怪』（文藝春秋、2012年.）などを、ブラックバイトについては、大内祐和・斎藤貴男・佐々木賢・児美川孝一郎・今野晴貴『ブラック化する教育』（青土社、2015年.）などを参照。
- 62) 「社会的企業」については、藤井・原田・大高編『開う社会的企業』（前掲）や山本隆編『社会的企業論 もうひとつの経済』（法律文化社、2014年.）などを参照。
- 63) ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論』（上・中・下）（河上倫逸訳、白水社、1985～1987年.）などを参照。
- 64) 「システムが、権力という制御媒体によって規制され、制御されるシステムでありながら、同時に、生活世界内

的制度として定立される。生活世界内の社会という構成要素は…あくまで制度として、生活世界の構造的分化の結果として、生活世界内の行為領域でなくてはならない」(横田榮一『ハーバーマス理論の変換 批判理論のパラダイムの基礎』, 梓出版社, 2010年, 17頁.)が、「近代におけるシステムと生活世界の分断ないし生活世界からのシステムの自立化…というテーゼ…とは相互に矛盾し、相互に無化し合う。…上記二つのテーゼを維持し、なおかつ矛盾を回避しようとするれば…『生活世界』概念と『システム』概念の両者が二義的になる」(同上書, 21頁.)のであり、この「それぞれの二義性は『形式的に組織された社会』という概念の二義性として反映する。」(同上書, 22頁.)それにより「ハーバーマスの理論はまさしくその生活世界とシステムという社会の二層的把握を通して、システム自体から社会抗争の次元を捨象することによってこの可能性をあらかじめ理論から除去してしまう」(同上書, 38頁.)。「さらにシステムから物象化と社会抗争を引き離(すー引用者)…それは、『システム』と『生活世界』という(対立)概念の基本概念レベルでの採用とシステムによって誘引された生活世界の物象化という理論構想に由来するのである。」(同上書, 40頁.)この点について、ハーバーマスは、たとえば、こう述べている。すなわち、「システムの複合性の増大が、生活世界の構造的分化に依存している」が、「分化した社会システムにおいて、生活世界は、一つのサブシステムに収縮してしまう」一方で、「システムと生活世界」は「分断」し、それは「近代的生活世界の内では、なによりもまず即物化として現われるのである。」(ハーバーマス・前掲書(下), 92頁.)つまり、「生活世界の隷属化は、生活世界の構造において、しかも生活世界の構造とともに、実現される。」(同上書, 110~111頁.)

- 65) 「システム機制が社会的統合の形式を駆逐する…と生活世界の隷属化は、植民地化という形態をとる」(同上書, 125頁.)。「社会を、システムであると同時に、生活世界としてとらえる」(同上書, 16頁.)と、たとえば、「学校政策をめぐる現在の論争は、社会理論的にみれば、生活世界の植民地化をめぐる攻防戦といえよう。」(同上書, 378頁.)「生活世界の歪みは、資本主義社会のように危機が私的家政を進入口にして生活世界へ広がっていくところでのみ、コミュニケーション的関係の物象化という形態をとる。」(同上書, 403頁.)したがってそこに現れるのは、「利益社会化の方向にスイッチを切り替えられ、機能障害を起こすことのないようにすること」(同上書, 381頁.)つまり、「価値や規範や了解過程に基づく社会的統合に機能上必然的に依存している生活領域をどのように守るかという問題である。」(同上書, 380頁.)
- 66) この点については、拙稿「消費様式の変化と現代社会」(前掲)および注57を参照されたい。
- 67) たとえば、山形浩生監修『第三の産業革命 経済と労働の変化』(KADOKAWA, 2015年.)などを参照。
- 68) この点については、拙稿「消費様式の変化と現代社会」(前掲)を参照されたい。
- 69) 「自由で平等な人々の間の互恵的な関係の内部で正義の境界線が引かれる限り、依存者は権利を奪われたままであり続けるだろう。」(キテイ・前掲書, 178~179頁.)だが、「あまりに障壁が重いために、あるいはとても幼く、利益と負担を十分に担うほどには働けないことは、道徳的には問題にならない。能力が非常に低い場合であっても権利は保障されなければならない。」(同上書, 209頁.)
- 70) 近年のフェミニストを中心としたケア論も、上記(注69)のように、ケアをする側とされる側との依存関係と社会的平等性との関係を問題としている。たとえば、キテイによれば、「依存という事実がすべての市民の完全な平等という考え方と両立するかどうか、すなわち、完全なシティズンシップがすべての人々に拡大されるかどうか…社会がこのようなニーズに対するケアをどう体系化するかは社会的正義の問題である。」(同上書, 29頁.)また、「依存労働(依存者の世話をすること—同上書83頁.)に従事する女性の経験…は、コミュニティの構成員が相互に依存しあっているあり方を照らし出す。このことは、自律的な個人というのは、そもそも常に、依存者の問題を他者に押しつけることのできる特権を持った男性の架空の創造物であるという事実を照らし出す。」(同上書, 56頁.)「ケアという暗黙の原理に基づいた実践なしには、人間は生存することもできないか、極めて困窮してしか生きられない…依存関係にはない人々の結合もまた依存関係に支えられているのだ。」(同上書, 246頁.)
- 71) たとえば、渡辺『ロールズ正義論とその周辺』(前掲)やクカサス&ペティット『ロールズ『正義論』とその批判者たち』(山田八千子・嶋津格訳, 勁草書房, 1996年.)などを参照。
- 72) Young, I.M., "Justice and the Politics of Difference", Princeton University Press, 2011.
- 73) ヤング『正義への責任』(前掲)訳者あとがき, 290頁.
- 74) 同上, 291頁.

- 75) 同書は、2006年にヤング逝去の後、ヤング自身が「二〇〇五年に…電子ファイルとしてまとめた」（同上書、vi頁。）ものを、マーサ・C・ヌスバウムたちが出版に導いたものである。
- 76) 同上書の99頁を参照。ヤングは、たとえば、「構造的不正義の一例は、手ごろな価格の住宅を手にすることができない状況である」（同上書、137頁。）としている。
- 77) 同上書、98頁。なお、引用文中の補いは、本稿筆者のものである。
- 78) 同上書、116頁。
- 79) 同上書、128頁。
- 80) 同上書、129～130頁。
- 81) 同上書、132頁。
- 82) 同上書、144頁。また、「構造的不正義に関する責任を考えるために、社会的つながりという責任モデルを提唱する。」（同上書、149頁。）
- 83) 同上。
- 84) 同上書、156頁。
- 85) 同上書、163頁。
- 86) 同上書、164頁。また、「現在の正義論は不正義の是正は国家という特定の行為者の責任であり、市民の責任とは政府に正義をもたらすよう要求することだと想定する傾向がある。…しかしながら、わたしたちは、政府の強制的で官僚的な諸制度は、わたしたちから独立した行為者だというのではなく、あくまで諸構造に対して責任を分有しあう人びとの行為を媒介する手段だと考えるべきである。」（同上書、167頁。）ただし、「責任が分有されるということは、わたしたちのすべてが、その責任を、分け隔てなしに個人として担う、ということの意味している」（同上書、188頁。）
- 87) 同上書、180頁。
- 88) 同上書、162頁。
- 89) 同上書、216頁。
- 90) 同上書、212頁。
- 91) たとえば奴隷制を対象とした考察は、ヤング「奴隷制の遺産」（同上書、266～273頁。）を参照。
- 92) 「責任の帰責モデル」については、たとえば、同上書の268頁を参照。
- 93) 同上書、156頁。
- 94) 同上。
- 95) この点に関しては、たとえば太田一男編『「豊かさ」の周辺—棄民と人権』（法律文化社、1994年。）などを参照。
- 96) 社会的排除に関しては、福原宏幸「社会的排除／包摂論の現在と展望 パラダイムの『言説』をめぐる議論を中心に」（同編『社会的排除／包摂と社会政策』、法律文化社、2007年、所収。）や岩田正美『社会的排除 参加の欠如・不確かな帰属』（有斐閣、2008年。）などを参照。
- 97) ナオミ・クライン『新版 ブランドなんかいない』、松島聖子訳、大月書店、2009年、参照。
- 98) 市民権との関わりでは、市民的権利、政治的権利、社会的権利という権利の段階的展開に、その一端を見ることができ。この点については、マーシャル&ポットモア『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト』（岩崎信彦・中村健吾訳、法律文化社、1993年。）を参照。なお、秋元美世氏によれば、「マーシャルによればシティズンシップとは、ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分であり…二〇世紀に登場した社会的権利の要素…とは、経済的福祉と安全の最小限を請求する権利にはじまって、社会的財産を完全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの、広範囲の諸権利のことを意味している。」（秋元美世『社会福祉の利用者と人権—利用関係の多様化と権利保障』、有斐閣、2010年、119頁。）
- 99) ロールズ・前掲書、27～28頁。
- 100) このことから、ロールズにおいては、正義〔理想的に秩序化された社会〕の理論的追求〔平たく言えば、正義とは何かということ〕から正義の実現された社会の構造の解明へと、論点〔問題設定〕が転換されていると考えられる。この転換された論点については、たとえば、ロールズ『公正としての正義』（田中成明訳、木鐸社、1979年。）や『万民の法』（中山竜一訳、岩波書店、2006年。）などを参照。また、このようなロールズの論点の

変更の検討には、ヘーゲルが『精神現象学』で起こした理論的転轍が参考になると思われる。このヘーゲルの理論的転轍について、有井行夫氏は、こう述べている。すなわち、「近代知の分裂の克服が課題として提起されるのは、近代ブルジョア社会の非理性的現実のゆえであり、非理性的現実そのものの実践的克服の課題と一連のものとしてである。しかし近代知の分裂の克服のためには、近代の非理性的現実を実践的に克服してしまった理性的状態における知的振る舞いを前提する。…近代を克服するためには、近代の克服を前提する。ヘーゲルの意識経験学構想そのものがすでに近代知の罠に陥っているのである。存在学を時代の要請として自覚しつつヘーゲルの決断したのは、意識経験という形式を保持したまま、自己意識の内面である社会（精神）そのものの実践的形形成経験を強行することである。ここで意識経験学は、精神現象学に『転轍』し、絶対知への帰着が必然化した」（有井行夫「ヘーゲルの思惟とマルクスの労働」、有井・長島・前掲書、29頁。）と。

- 101) 「市民」であることと私的所有との関係については、拙稿「人格という形態の歴史性と構造」（前掲）を参照されたい。
- 102) 前掲。
- 103) 「われわれが労働力または労働能力と言うのは、人間の肉体すなわち生きている人格のうちに存在していて、彼がなんらかの種類の使用価値を生産するときとそのつど運動させるところの、肉体的および精神的諸能力のことである。」（マルクス・前掲書、219頁。）また、その潜在性と人権との関わりについては、アマルティア・セン『不平等の再検討－潜在能力と自由』（池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳、岩波書店、1999年。）などを参照。秋元美世氏によれば、「センの言う潜在能力とは、人間が選択することのできるさまざまな『機能』の組み合わせ（集合）のことであり、財やサービスなどの資源を利用して何ができるのかという可能性をあらわしている。…人の生活は、このような諸機能によって構成されるのであり…機能空間における『潜在能力集合』は、どのような生活を選択できるかという個人の『自由』を表しているのである。」（秋元・前掲書、133頁。）
- 104) 拙稿「人格という形態の歴史性と構造」（前掲）を参照されたい。
- 105) 拙稿「現代社会システムの課題」（前掲）の第Ⅲ章「現代の社会システムとそこから産み出される人間の社会的存在資格または権利の実在」を参照されたい。
- 106) 同上を参照されたい。
- 107) 日本では、たとえば神奈川県藤沢市や千葉県柏市に新設の団地に、太陽光パネル等が初期設定で設置されており、これによって産み出されたエネルギーは、団地の共同所有物として活用されるものとされている。藤沢の事例については、「パナホームスマートシティ Fujisawa SST」(<http://www.panahome.jp/smartcity/cities.html>)を、柏の事例については、「柏の葉スマートシティ」(<http://www.kashiwanoha-smartcity.com/>)を参照。なお、「パナソニックは、藤沢市と一七社一協会のパートナー各社とともにプロジェクトを推進し、二〇一八年度の完成を目指す、昨年四月に街開きしている。住宅はすべて、太陽光発電システムと蓄電池が標準装備され、HEMS（家庭で電気やガスなどのエネルギーを効率的に管理するシステム）…を導入したスマートハウスで、家庭で消費するエネルギーをできるだけ自宅で創る『エネルギーの自産自消』を促進する。」（松本真由美「再エネの世界の動きをキャッチする」、『BIOCITY』62号、2015年4月、(株)ブックエンド、42～43頁。）また、ドイツでは、「地域のステークホルダー（地域の個人、地域の団体～農業経営者、独立系発電事業者、金融機関、自治体、学校等）が再エネ事業の全体、あるいは大部分を直接的、または結果的に担っている。地域のステークホルダーから成る団体が、事業の意思決定に関わる議決権の大部分を所有しており、社会的、経済的利益の大部分が地域に分配される仕組みが出来ている。」（同上文献、37頁。）
- 108) 福岡・前掲書、20頁。
- 109) 科学技術を含む社会的生産力の限界線が人間の活動の限界を画する、したがって、それは、人間の自由や可能性の限界ともなる。「生産力の発展とは類の本質たることを介した人間と自然との統一の実現であり、生産関係とはこの統一を媒介する自己関係」（有井『マルクスの社会システム理論』（前掲）、299～300頁。）である。
- 110) こうした文脈からすれば、ベーシックインカムに関わる議論、とくに「外的資源論」や「雇用レント論」なども議論の対象とすべきであるが、その検討や評価は他日を期したい。なお、ここでの「雇用レント」とは、「被用者が彼らのジョブから引き出す所得（と所得以外の諸利益）と、労働市場が均衡した場合に彼らが受け取ったはずの（実際より低い）所得との差額である。」（P. ヴァン・パリース『ベーシック・インカムの哲学』、後藤玲子・斉藤拓訳、勁草書房、2009年、176頁。）とはいえ、「自覚的かつ自由であるにもかかわらず、社会的

- 生産実体を喪失している人格が法的人格であった。」（有井『株式会社の正当性と所有理論』（前掲），288頁。）その「法的人格の意義は二面的である。一面では、生産的実体の世界から抽象されたたんなる人格であるが、他面では、諸個人がはじめて獲得した自覚的な社会形成実体としてのあり方なのである。」（同上書，343頁。）
- 111) この点に関しては、有井『株式会社の正当性と所有理論』（前掲）を参照。なお、「資本の株式会社形態においては、『株式会社の正当性』問題として、資本の正当性が問われることになるのである。」（同上書，113頁。）
- 112) 「人は誰でも、自分自身の身体に対する所有権をもつ。…彼の身体の労働と手の働きとは、彼に固有のものであると言ってよい。従って、自然が供給し、自然が残しておいたものから彼が取りだすものは何であれ、彼はそれに自分の労働を混合し、それに彼自身のものである何ものかを加えたのであって、そのことにより、それを彼自身の所有物とするのである。」（ジョン・ロック『統治二論』，加藤節訳，岩波書店，2007年，212頁。）
- 113) 株式会社などの企業においては、生産主体は法的には企業そのもの〔機能資本〕であり、生産行為としての労働を成すからといって、その成果〔商品または対価としての貨幣〕を労働主体が対価としてではなく直接に自己のものとするのは犯罪〔横領罪、背任罪、または横領背任罪〕である。
- 114) この点については、ベートーベンの交響曲『第九』でも明らかにされているものと考えられる。『第九』〔ベートーベン『交響曲第9番ニ短調作品125《合唱》〕〕は、生きて活動する人間個々人がありのまま自分たち自身が（将来）社会の目的であることを合唱パートとして表し、現代社会を構成し主導しながら、将来社会では、その人間個々人に制御されること〔社会的諸形態〕を器楽パートで表しているものと考えられ、まさに現代から将来へ社会（システム）が転換する様を、何を原理として転換すべきかというところまで描写したものであると思われる。
- 115) この点では、大谷禎之介氏が強調する「アソシエーション」論も詳細に検討すべきものではあるが、これも他日を期したい。この点については、大谷禎之介『マルクスのアソシエーション論』（青木書店，2010年）を参照。なお、「マルクスの場合、アソシエーションの最も重要な特質は、『アソシエートした諸個人』が意識的・自覚的に形成した社会という点にある。」（大谷・同上書，169頁。）「この語は、実現しようと考えられた将来の社会についてだけでなく、目前の社会のなかのいたるところにさまざまな形態で存在する、人々の各種の連合、組織結社など、要するに人々のなんらかの自発的な結びつきを呼ぶのに頻繁に使われた言葉であった。」（同上書，325頁。）
- 116) ヤング・前掲書，132頁。
- 117) 福間・前掲書，197頁。
- 118) たとえば、日本各地の自治体で装備されつつある生活汚水からバイオ資源〔メタンガス等〕と電力〔バイオマス発電〕を取り出す装置も、これを自治体の私的所有対象とせずに、自治体に属するすべての市民の共同所有対象とすることができる。なお、生活排水および汚染排水からのバイオマス発電については、たとえば、「自然エネルギー：年間6400万円の導入効果 下水処理場のバイオマス発電」（スマートジャパン，2013年4月3日。<http://www.itmedia.co.jp/smartiapan/articles/1304/03/news012.html>）などを参照。
- 119) 「所有は、労働（生産）自身の、社会に反省した主観的契機の自立化なのである。」（有井『株式会社の正当性と所有理論』（前掲），216頁。）